

# Journal of Disaster Research

## 投稿規定

### 1. 雑誌の性格

Journal of Disaster Research (英文) は災害・危機管理に関する学際的な学術雑誌である。

### 2. 投稿者の資格

特別の資格を必要としない。

### 3. 投稿者の責任

掲載された論文の内容に関しては、投稿者のみが責任を負う。

### 4. 対象とする分野

投稿を受理する論文の内容は自然災害、感染症災害、情報災害、ライフライン災害、交通災害、事故、テロ(細菌テロ等も含む)、犯罪、原子力災害等、全ゆる災害を論ずるものとする。また、防災計画・対策、災害管理(リスク管理)、災害心理、災害医療、災害の経済に及ぼす影響と災害の社会科学的側面、災害哲学に関するものも受け付ける。

和文原稿の場合は既発表の論文も受け付けるが、英文として未発表のものに限るものとする(materialを除く)。英文原稿の場合は未発表論文に限る。なお、政治、宗教色の強いものは、受け付けない。

### 5. 投稿原稿の種類

#### 5.1. 研究論文 (Paper)

研究論文は英文の印刷物としては未発表のもので、災害・危機管理の科学あるいは技術に関する独創的研究で価値ある結論あるいは事実を含むか、又は、著者自身の実験結果を含まなくても価値ある考察を提示したもの。論文は、abstract、keyword(5語以内)、表、図及び写真を含む。

#### 5.2. 総説 (Review)

災害・危機管理に関する特定の題目について内外の研究を総括し、かつ著者独自の見解を含むもの(委員会が依頼したものも含む)。

#### 5.3. 調査報告 (Survey Report)

災害・危機管理の科学あるいは技術に関する実験、調査、開発、報告などで価値あるデータ、結論のあるもの。

#### 5.4. レター (Letter)

研究が独創的で価値ある事実または結論を含み、内容の速やかな発表を希望するもの。刷り上がり2ページ以内。

#### 5.5. ノート (Note)

研究として完結していないが新しい事実や価値あるデータ、結論の記載があるもの。刷り上がり2ページ以内。

#### 5.6. ニュース (News)

刷り上がり2ページ以内。投稿料は不要とする。

#### 5.7. 討論 (Discussion and Rebuttal)

Journal of Disaster Researchに掲載された記事についての意見の開陳及び反論。対象は掲載から6ヶ月以内の記事に限るものとする。投稿料は不要とする。

#### 5.8. 資料 (Material)

今後の研究に役立つと思われる事実や過去における

価値ある報告。既発表のものでもよい。

### 5.9. チュートリアル (Tutorial)

最新の研究成果を当該研究分野の専門家以外に平明に解説するもので、著者の独創的研究成果を含むことを必要としない。

### 6. 使用言語及び単位

#### 6.1. 言語

日本語または英語。

#### 6.2. 単位

SI単位が望ましいがCGSでもかまわない。

### 7. 投稿原稿の提出方法

#### 7.1. 投稿原稿の部数

原稿はPDFファイルを電子メールまたはCD-Rにて提出する。PDFファイルの作成が不可の場合は印刷原稿3部を送付する。論文が日本語で既に印刷されたものである場合には、別刷りを送付する。

#### 7.2. 送付先

原稿は担当編集委員または〒101-0047 東京都千代田区内神田1-15-7 ユニゾ内神田一丁目ビル2階 富士技術出版株式会社 JDR編集委員会事務局宛に送付する。原稿が編集委員または委員会事務局に到着した日をもって受付日とする。

#### 7.3. 審査

投稿原稿の採否は、査読者の審査を経て編集委員会が決定する。委員会が採録を決定した日をもって受理日とする。

#### 7.4. 原稿分類の変更

編集委員会は投稿原稿を審査の結果、投稿者の希望する投稿分類と異なる種類で採用することがある。分野分類の変更にあたっては投稿者に了解を求めるものとする。

#### 7.5. 原稿の訂正

編集委員会は投稿者に原稿の訂正を求めることがある。日本語を英文に翻訳する際は、翻訳の正確さを保つため翻訳文の校訂をお願いしている。訂正英文に文法的に誤りがある場合には編集委員会が訂正することがある。

### 8. 投稿料

投稿者には投稿料を納めていただくものとする(ただし、ニュースと討論は、和英に限らず、投稿料は不要とする)。投稿料は刷り上がり1頁につき和文での投稿の場合23,000円(税抜)英文での投稿の場合12,000円(税抜)論文掲載誌1部が投稿者に送付される。

### 9. 別刷

別刷は有料で別に定める価格により購入することができる(100部単位)。

### 10. 著作権

Journal of Disaster Researchに掲載された英文の著作権は富士技術出版株式会社に帰属する。

## 11. 補足条項（投稿要件）

JDR が投稿を受け付ける原稿については、JDR 投稿規程に、研究論文は英文の印刷物としては未発表のもの、和文原稿の場合は既発表論文でもよいと定められているが、より広く目的の分野の秀逸な論文の投稿を可能とする為、JDR への投稿原稿の満たすべき具体的要件を、より詳細に下記の通り定める。

### 11.1 和文で既発表論文の翻訳転載を希望する場合

和文の原稿が学会誌等に出版物として既に発表されているが、英文として未発表の原稿に限り、発表元の当該学会等の著作権者から、文書にて転載の許諾を得られた後に投稿することが認められる。転載許可等の著作権者との許諾の手続きについては、投稿前に著者本人の責任において行うものとする。また投稿の際には、JDR 編集事務局もしくは編集委員に必ずその旨の申し出をし、許諾を得ると共に、著者は投稿時に既発表原稿のコピー一部を編集事務局へ提出しなければならない。

投稿後は通常の手続きを行う。なお、掲載に当たっては、論文の最初の頁に、元の論文名・発行年・掲載雑誌、及び転載の許可を得、JDR での査読の上掲載された旨が明記される。

（当条項は、JDR が日本における英文誌の役割として和文でのみ発表された成果も広く海外へ伝えることを目的のひとつとしていることを示すものである。）

### 11.2 英文として既発表の内容を含む場合

編集委員会からの依頼原稿等の例外を除き、英文の刊行物として既に出版されたものの投稿は認められない。刊行物とは、学術ジャーナル、新聞、雑誌等、一般に広く発表されたものとする。

・自らが所属する機関の社内報、研究所報、大学紀要等、内部向けの印刷物は、所属機関の転載許可を得た後であれば投稿できるものとする。投稿後は通常の手続きを行う。その際、データや知見等を最新かつ詳細なものにする、考察や議論を深める、また新たなテーマを加える等学術論文として充実すべく加筆するものとする。なお、社内報等であっても、広範に頒布される場合には、刊行物に当たる場合がある為、JDR 編集事務局に問い合わせる必要がある。掲載に当たっては、論文の最初の頁に、元の原稿名、発行年、掲載出版物及び転載許可を得、JDR での査読の上掲載された旨が明記される。

・国際会議、講演会、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講習会等におけるプロシーディングス、発表論文集、講演集、予稿集、教材等の原稿に基づいた論文は投稿できるものとする。投稿後は通常の手続きを行う。その際、データや知見等を最新かつ詳細なものにする、考察や議論を深める、また新たなテーマを加える等学術論文として充実すべく加筆するものとする。なお、会議の発表論文集等であっても、広範に頒布される場合には、刊行物に当たる場合がある為、JDR 編集事務局に問い合わせる必要がある。

また、主催者等に著作権が委譲されている場合には、著作権者の承諾を得た上で投稿が認められる。著作権が委譲されない集会やシンポジウム等での発表の場合には、著者の責任にて投稿を行うものとする。

・英文で発表された自著の原稿をある程度引用、改変を加えて原稿作成をする場合。新規の論文として投稿が認められるには、十分な新規性に加え、体裁上、最低限次の要件を満たしている必要がある。

- 1). Introduction、章、論文タイトルが同等でないこと。新たな情報に更新する等、本文について少なくとも全体の 2 分の 1 程度が改変されていること。
- 2). 図表の変更。同じ図表を使用する場合には、発表された論文名を明記すること。
- 3). 二重投稿に当たらないよう、修正は最終的には著者の責任で行うものとする。

以上いずれの場合においても著者は投稿時に既発表原稿のコピー一部を編集事務局へ提出しなければならない。

### 11.3 写真、図表等の引用に対する取り扱い

写真、図表等について、自著の論文であっても刊行物として発表されたものを引用する場合には、必ず著作権者に確認をとる必要がある。新聞等に掲載された場合には、転載費用が請求される場合があるので、出版元に確認をとる等の注意が必要である。

上記いずれの場合においても著者の責任において行うものとする。

### 11.4 連続する論文を投稿する場合

研究論文の投稿に当って、例えば、「その 1」、「その 2」等連続した形で投稿する場合に、同時に投稿することは認められるが、「その 2」以降の論文は、連続する前の論文が Accept となってから査読に入るものとする。

[平成 18 年 2 月 9 日、平成 22 年 6 月 23 日改訂、平成 28 年 1 月 5 日改訂]